
(1) ご挨拶（総合政策局公共交通政策部長 蒲生 篤実）

蒲生と申します。7月31日付けで総合政策局公共交通政策部長を拝命致しました。よろしくお願い申し上げます。前の部署が全くの管理部門でしたので、2年ぶりに現場に近いポストで仕事ができることを楽しみにしております。

冒頭から私事で恐縮ですが、昭和60年に旧運輸省に入省し、早31年目となりました。その間、いわゆる「公共交通」に関わる分野に携わった期間は案外短かったなあというのが率直な感想です。しかしながら、官庁訪問時に、「地元のローカル線を残せるような仕事をしたい」と訴えて運輸省に拾ってもらった身です。今回の異動は、「初心に帰ってしっかりと職務に励め」ということだと認識しております。

ところで、入省当時の省名には「運輸」が付されていました。（「運輸」だけでした。）「交通」は平成13年1月の中央省庁の統合時に入ったものです。「名は体を表す」というわけではありませんが、供給者的な視点から供給者・利用者相互の目線へと考え方が変わったということでしょうか。さらに、統合時に、「国土」という単語も一緒になって「国土交通省」となりました。当時は、「統合省庁なので旧省庁の仕事が全部読めるような名前にしたのだろうなあ」といったような感想しか持ちませんでした。今考えると、交通と都市やまちづくり、国土構造のあり方などとの密接な関係性等をも踏まえた絶妙な名称で、命名者の深い叡智に感服するとともに感謝せざるをえません。

しかしながら、今はまだ「名は体を表す」ための道の途中なのかも知れません。現職としては誠に不甲斐ない限りではあります。しかしながら、道半ばとは言っても、諸先輩方のご努力、関係の皆様のご支援・ご協力のおかげで一步、一步着実に「運輸から交通」へと意識や施策の転換・充実が進んできているのではないかと感じております。

特に、近年は、交通政策基本法の施行、地域公共交通活性化再生法の改正による新スキーム、支援メニューの追加、交通政策基本計画の策定、交通政策白書の決定等、会社で言えば「新商品」が次々と開発され、市場にご提案させていただいているという状況ではないでしょうか。（本年8月26日にも、新商品として（独）鉄道・運輸機構による出資制度がスタートしたところです。）

このように、当方の「品揃え」もかなり充実してまいりました。これからは、これらの商品を市場でご検討いただき採用していただくための「営業活動」が課題だと考えております。その活動のうえで、地方自治体、事業者、利用者、地域住民の皆様といった「顧客」のフィードバック等を踏まえつつ、商品の改良、新商品の開発へと繋げていきたいと思っております。

また、申すまでもなく、我々のミッションは、地域で公共交通の活性化に取り組まれている方々とともに、「地域とその足をどう守るか」という観点から知恵を絞り、汗をかいていくことです。その上でしっかりとした「成果」、「結果」が求められる段階に入ったとも認識しております。したがって、これまで以上に、このメールマガジンをご覧いただいている方々との「連携・協働」が不可欠となると思っております。前任者達が築いてくれたネットワークをさらに強化するとともに拡大して参りたいと考えております。

結びに、再度私事を。小生の公共交通利用の原点は、東北の田舎町での幼稚園時代に遡ります。町外れの集落から路線バスで町の中心部の幼稚園へ片道30分ほど、2年間通園しました。昭和40年代の始め頃です。当時は、自家用車はあまり普及しておらず、幼稚園のスクールバスも無かったため、一般の路線バスを一人で利用しました。車内は中心部の鉄道駅や高校に通勤・通学する乗客でひしめいていました。そのような車内でも、幼稚園児の小生はいつも席を譲ってもらい、降車する停留所が近づくと高校生のお兄さん達に教えてもらうなどして無事2年間通園できました。

現在のポストに着任して、50年近く前の原体験が蘇りました。今となってはなかなか見られない光景だと思いますが、当時に限らず公共交通には人と人とのふれあい、交流が生まれる素地があります。そのような場を今の時代に広げていく仕事に関われることは望外の喜びです。このような想いも糧にしなが、微力ではありますが、皆様のお役に立てるよう努力したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 鉄道・運輸機構による出資等の制度の創設について

(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

このメールマガジンでも何回かご報告しておりますが、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」が8月26日に施行され、鉄道・運輸機構による出資及び貸付け（以下「出資等」という。）の制度が創設されました。

【背景】

地域公共交通活性化再生法については昨年も改正し、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための枠組みを構築しました。そうした枠組みに基づく事業のうち、大都市圏や一定規模の地方都市における

- ・LRTやBRT等の新たな交通システムの導入
- ・路線やダイヤの見直しと一体となったICカードや情報案内システムの導入

などの事業については、一般に初期段階で集中的に資金を要するものの、中長期的な収益性が見込まれることから、従来の補助金による支援よりも国による出資等による支援がより効果的であると考えられます。また、こうした国による出資等が行われることによって、それが「呼び水」となって民間資金を集めやすくなるというメリットも期待できます。

そこで、それぞれの地域の特性に応じた多様な支援が可能となるよう、出資等の制度を設け、従来の補助金による支援に加えて、資金的な支援の充実を図ることとしました。

【制度の概要】

地域公共交通活性化再生法に基づく国土交通大臣の認定を受けた事業、具体的には、

- ・軌道運送高度化事業（LRTの導入等）
- ・道路運送高度化事業（BRTの導入等）
- ・海上運送高度化事業（高速船の導入等）
- ・鉄道事業再構築事業（鉄道の上下分離等）
- ・地域公共交通再編事業（バス路線など地域の公共交通網の見直し、乗継円滑化等）

の5つに対して、

- ・政策目的に合致するかどうか
- ・対象事業を行うことを目的として設立された株式会社かどうか
- ・中長期的には収益が見込めるかどうか
- ・民業を補完するものかどうか

といった観点からチェックを行った上で、国が鉄道・運輸機構に出資した資金（平成27年度は10億円）を原資として、同機構から出資等を行う仕組みとなっています。

ご関心をお持ちの方は、お近くの運輸局等・運輸支局までお尋ねください。

(3) 平成28年度予算概算要求について ～公共交通ネットワークの再構築に向けた支援～
(総合政策局公共交通政策部交通支援課)

平成28年度予算概算要求においては、「地域公共交通確保維持改善事業」について、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)に掲げられた目標の達成に向けて、計画に基づく施策の着実な進捗を図ることとし、全国各地における地域の多様な関係者の連携による生活交通の確保・維持や快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を効率的かつ効果的に支援していくこととしております。

具体的には、「効率的かつ持続可能なネットワークの形成の促進」及び「利便性向上のための環境整備の促進」を柱とし、それぞれ、

＜効率的かつ持続可能なネットワークの形成の促進＞

- ① 地方路線バスの利便性向上と運行効率化の推進
- ② 被災地のバス交通等に対する着実な支援
- ③ 計画策定支援の充実

＜利便性向上のための環境整備の促進＞

- ① 鉄道駅等におけるバリアフリー化施設整備等の推進
- ② 交通系ICカードの共通化・普及拡大

などを要求しております。

こうした要求内容により、全体で約349億円の要求(対前年度比で約58億円の増額要求)となっております。

この他に、復興庁計上分として、東日本大震災の被災地におけるバス交通等の確保のため、約15億円を要求しています。

さらに、本年5月に改正された地域公共交通活性化再生法等に基づき創設された、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が民間事業者等とともに、地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社に共同で出資する制度について、産業投資12億円を要求しています。

本制度の活用にご関心をお持ちの方は、本メールマガジン末尾に記載の連絡先または最寄りの地方運輸局公共交通政策部交通企画課までお尋ね下さい。

(4) 地域公共交通再編実施計画の認定について ～岐阜市が全国で第1号～
(中部運輸局)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通再編実施計画について、8月27日(木)に岐阜市に対し、全国で第1号となる認定を行いました。

地域公共交通再編実施計画とは、路線網の再編、デマンド交通への転換等を組み合わせつつ、地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業(地域公共交通再編事業)を具体的に実施するための計画です。

岐阜市は、平成27年3月に定めた地域公共交通網形成計画において、幹線バスの定時性、速達性を確保し、支線バス、コミュニティバスの有機的な連携を図る公共交通ネットワークの再構築を行うことによって、公共交通を軸に都市機能が集積した、歩いて出かけられるまちづくりを目指しています。

今回認定した計画(岐阜市地域公共交通再編実施計画)は、岐阜市地域公共交通網形成計画に定められた、「JR岐阜駅をハブバスターミナルとしたバス路線の再編」、「市民協働型のコミュニティバスの導入促進」

等を内容とする事業を具体的に実施するためのものです。

▽計画の概要等につきましては、以下のページに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kisyu015/kousei20150827.pdf>

(5) 「自動車がつくる10年先の豊かな未来社会」とは

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」最終報告の公表について
(自動車局総務課企画室)

急激な人口減少、少子高齢社会の到来、国民の価値観やライフスタイルの多様化、技術革新の加速化など、自動車を巡る社会経済情勢は大きく変化しつつあります。このため、自動車行政が果たすべき役割も多様化・高度化しているものと考えられ、また、最近では、自動車運送事業等における将来的な労働力不足、若者の自動車離れ、国際競争の一層の激化などの新たな課題も生じてきています。

このような状況の下、国土交通省自動車局では、平成26年9月から交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」を設置し、「国土のグランドデザイン2050」の実現、観光立国の実現、国際競争力の強化等に向けて、自動車行政において速やかに講ずべき施策を整理するとともに、将来を見据え、今後10年程度先までの自動車行政の新たな展開の方向性をとりまとめるため、検討してまいりました。

本年2月に講ずべき施策を「中間整理」としてとりまとめた後、「ネットワーク」「産業」「クルマの未来」の3つのテーマを設けてワーキンググループを開催しながら、現在の社会における課題を踏まえつつ、「豊かな未来社会」に向けて取り組みを進めるべき内容について議論を深めてまいりました。

「豊かな未来社会」に向けた今後のあり方として、「交流による付加価値の向上」「地域を支える自動車関連産業」「これからの「くるま」のあり方」の3点を基本的な方向性とし、課題解決のため、

- ①真に必要なサービスのとらえ方
 - ②経営基盤強化のための方策
 - ③企業の集約化による経営基盤の強化
 - ④真に必要な旅客ネットワークサービスを提供するに当たっての留意点
 - ⑤地域の多様性と国際的な競争力を視野に入れたものづくり
- 上記5点の具体的な方策について、検討してまいりました。
-

①真に必要なサービスのとらえ方

- ・ 交通や物流の切れ目無いネットワークの形成
- ・ 顧客ニーズの把握を主軸としたサービスの多角化
- ・ 事業者、地方自治体、住民等の協働

②経営基盤強化のための方策

- ・ 女性、若者を中心とした就労、定着の促進
- ・ 研修の実施や管理会計の導入促進等による経営の質の向上
- ・ ICTの活用促進や新たな設備投資
- ・ 法令遵守の徹底等

- ③企業の集約化による経営基盤の強化
 - ・ 経営能力を有し意欲の高い経営者のもとへの集約化
 - ・ 集約化によって得た経営資源（資金、人、設備等）の活用
 - ・ 業務提携やノウハウの共有による集約化に対する理解の促進
 - ・ 集約化に対する親和性がより高い制度への見直し等
- ④真に必要な旅客ネットワークサービスを提供するに当たっての留意点
 - ・ 地域の移動需要に即したサービスの提供
 - ・ 貨客混載の検討
 - ・ 道路運送業以外の自動車交通と公共交通の相互補完
 - ・ ICTシステムや結節点等の活用
- ⑤地域の多様性と国際的な競争力を視野に入れたものづくり
 - ・ 多様化、変化している消費者を考慮に入れた自動車
 - ・ 技術とニーズのあいまったBRT等の車両、システム
 - ・ ノンステップバスのような高齢者、障害者等に使いやすい車両
 - ・ 自動運転技術によるトラック隊列走行
 - ・ ICTとの関係を考慮した自動車

本提言では、できる限り実行の主体を示しております。行政当局は具体的な施策の立案、その実施スケジュール設定を行うとともに、必要があれば個々の施策につき検討をさらに深化するべきとし、また、関係事業者、利用者・消費者を含め、あらゆる方面に対し、この方向性を広く共有し、実現に向けて必要な調整、普及を行うべきといたしました。

▽最終報告の本文につきましては、下記 URL をご参照ください。

「自動車がつくる 10 年先の豊かな未来社会」とは ～交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会最終報告の公表～

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000052.html

▽中間整理の本文につきましては、下記 URL をご参照ください。

「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会 豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会 中間整理の公表について」

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000047.html

▽「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会 豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」につきましては、下記 URL をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_future.html

(6) 『第5回 地域の交通環境対策推進者養成研修会』のご案内について
(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団、関東運輸局)

地域の交通と環境に関わる課題を解決するためには、その地域で交通環境対策を主導する人材が不可欠です。そこで、EST普及推進委員会および公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、地方運輸局や積極的に交通環境対策を実施している自治体と協力し、自治体の実務担当者などを対象とした、現場見学、

グループワーク、有識者との意見交換などを盛り込んだ体験型の人材養成研修会を昨年に引き続き開催します。第5回目の今回は、平成27年10月28日（水）～30日（金）の3日間、藤沢市を研修地域として実施します。地域の交通環境対策の明日を担う、意欲ある方々の参加をお待ちしております。

本研修の詳細及び参加申し込みについては、以下をご覧ください。

【環境的に持続可能な交通（EST）ポータルサイト】

<http://www.estfukyu.jp/training2015.html>

（7）「地域公共交通人材育成研修（基礎編）」の取組について

～近畿運輸局は地域公共交通に関する地域の取組を応援します！～

（近畿運輸局）

近畿運輸局交通政策部では、地方創生の観点や交通政策基本法の基本理念、加えて、地域公共交通活性化再生法（略称）の基本方針を踏まえ、府県、運輸支局等と連携を図りながら、地方公共団体の交通政策・まちづくり政策担当者、交通事業者等を対象とした「地域公共交通人材育成研修（基礎編）」を6月から順次開催しています。

地域にとって最適な交通ネットワークを実現していくためには、これまで以上に、地方公共団体を始め幅広い関係者が、十分な連携の下、取り組んでいく必要があることから、研修会では、以下のような情報提供・情報共有を行っているところです。

プログラムは、

1. 交通政策基本法及び交通政策基本計画の概要
（まち・ひと・しごと創生法（略称）の概要など政府全体の動きを含む）
2. 地域公共交通活性化再生法の概要
3. 各種計画（地域公共交通網形成計画、生活交通確保維持改善計画等）
4. 各種協議会（地域公共交通活性化再生法に基づく協議会、地域公共交通会議・地域協議会）
5. 地域公共交通確保維持改善事業の概要（自動車、鉄道、航路）
6. 関西における観光立国推進への取組
7. 府県における交通政策の取組（府県担当者から説明）

と体系化した構成にするとともに、地域公共交通に関する取組の推進に当たっては、魅力ある観光地域づくりと一体で進めていくことが重要であるため、プログラムに、関西における観光施策の取組状況に関する情報を盛り込みました。

研修項目は多岐にわたりますが、受講者の方々は熱心に聴講され、研修終了後のアンケート結果では、総じて好評でした。

開催に向けた諸準備は大変ですが、受講された方々が、本研修を通じて、交通・観光分野にとどまらず、まちづくり・環境等その他の地域戦略に係る取組を進めていた

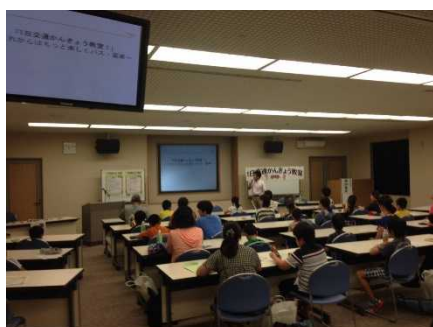


だくための一助になればと願っております。当局としては、今後も、地域公共交通の課題解決に向けた取組に職員一丸で努めていきたいと考えています。

(8) 大阪府河内長野市と連携して、1日交通かんきょう教室を開催
～これからは もっと楽しく バス・電車～
(近畿運輸局)

近畿運輸局交通政策部では、次世代を担う子供達に、交通を取り巻く環境問題や電車・バス等の環境負荷の小さい交通体系について理解してもらうとともに、環境に優しい行動を取ってもらうことを目的に、小学生およびその保護者を対象に、親子で一緒に環境問題を学ぶ交通環境教室を開催しており、8月21日(金)に大阪府河内長野市で、市在住の小学生とその保護者計40名の参加者で、「1日交通かんきょう教室」を開催しました。

午前中は、京都大学大学院の神田先生から「交通と環境」について、クイズを出しながらの対話形式にて進行し、その後、河内長野市役所、南海バス(株)からは劇を交えたわかりやすいバスに関するクイズを出題する等、各参加機関、子供達を飽きさせない工夫がされており、子供達の非常に楽しそうな表情が印象的でした。



【京都大学大学院の神田先生からのお話】



【バスに関するクイズの出題】

午後は南海電鉄車庫に移動し、車両吊り下げ実演の見学や南海電鉄の「特急ラピート」の車内見学と、南海電鉄車両に関するクイズを織り交ぜながら、わかりやすく説明いただき、電車好きの子供達が多かったのか、みな目を輝かせていました。見学後、閉会の挨拶、アンケート記入を経て、交通環境教室の全てのプログラムが終了しました。



【南海電鉄車両吊り下げ実演の見学】



【南海電鉄「特急ラピート」車内見学】

子供達には普段目にすることが出来ない光景、体験やお話ばかりで、交通と環境に少しでも興味を持てる、記憶に残る教室になったと思います。

また、参加者にはあらかじめバスマップや時刻表などの情報を提供し、自宅から会場までの公共交通機関による移動手段を調べて来場頂くなどモビリティ・マネジメントの手法を取り入れ、当教室を実施したところであり、保護者の方々を含め、自家用車利用を少しだけ減らし、公共交通機関を利用する事が、環境負荷の低減などにつながることをご理解いただけたものと思います。

近畿運輸局では、これからも子供達に交通と環境について考える機会を提供していきます。

◆編集後記（国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課）

いつもご愛読いただきありがとうございます。8月1日付けで池田の後任で国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課に着任いたしました手嶋です。

今回より公共交通メールマガジンの編集を担当させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年2月の交通政策基本計画閣議決定、昨年11月に続く先日26日の改正地域公共交通活性化再生法の施行、7月の地方運輸局組織再編と、立て続けに計画及び制度ができ、それぞれの取組を地方で実施及び支援する体制が整備され、いよいよ本格的な実施・運用段階ということで、気が引き締まる思いです。

この「公共交通メールマガジン」も第1号発行から5年目になりましたが、引き続き有益な情報を「のりたろう」と共にお届けできるよう、公共交通政策について勉強して参りますので、今後も本メールマガジンをご愛読いただければ幸いです。

ちなみに、私は城巡りが趣味ですので、公共交通機関を使って頻繁に中世の山城から近世城郭を幅広く訪れています。興味深い利用体験があれば、編集後記でお届けできたらと思っております。

★全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局交通政策部交通企画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館3階）

TEL : 03-5253-8275（直通） FAX : 03-5253-1513

E-mail : koutukeikaku_joho@mlit.go.jp

国土交通省HP（情報発信のページ） :

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html



総合政策局公共交通政策部

公共交通利用促進キャラクター のりたろう

◇お願い（近畿運輸局）

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様（配信先は以下のとおり。）へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: kkt-kinki-kikakuka@ml.mlit.go.jp

（配信先）

- ① 有識者 ② 近畿内府県庁 ③ 近畿内全市町村 ④ 近畿内バス関係団体・タクシー関係団体
- ⑤ 船舶関係団体 ⑥ 鉄道関係団体 ⑦ ④～⑥の団体に所属していない交通事業者

□近畿運輸局のプレスリリース、最新情報はこちらをご覧ください。

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/>

□近畿運輸局のホームページ「地域公共交通の確保・維持・改善」につきましては、こちらをご覧ください。

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/index.htm>

□平成25年度調査事業「近畿運輸局管内における公共交通事業の官民連携のあり方検討に係る基礎調査」の報告書につきましては、こちらをご覧ください。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/kanminrenkei_kisochosa.pdf

■国土交通白書（最新は平成26年度版）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html>

■交通政策白書（平成27年版）は、こちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/statistics/kanbo01_hy_004104.html

■観光白書（最新は平成26年版）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html>

■国土交通省総合政策局ホームページTOPは、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/index.html>

■国土交通省鉄道局ホームページTOPは、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/tetudo/index.html>

■国土交通省自動車局ホームページTOPは、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

